

○厚生労働省告示第五十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号中(13)を(14)とし、(12)の次に次の一目を加える。

- (13) フッ化ナトリウム（洗口液に限る。）